四日市市環境保全審議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年12月24日

四日市市長 田 中 俊 行

四日市市条例第46号

四日市市環境保全審議会条例の一部を改正する条例

四日市市環境保全審議会条例(昭和63年四日市市条例第15号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(組織)	(組織)
第3条 審議会は、委員25人以内をも	第3条 審議会は、委員25人以内をも
って組織し、次の各号に掲げる者のう	って組織し、次の各号に掲げる者のう
ちから市長が委嘱し、又は任命する。	ちから市長が委嘱し、又は任命する。
	(1) 市議会議員
(1) 学識経験者	(2) 学識経験者
(2) 住民自治組織等の代表	(3) 住民自治組織等の代表
(3) 市職員	(4) 市職員

附則

この条例は、公布の日から施行する

(環境部環境保全課)